

# 短期入所療養介護（予防を含む） （介護療養型医療施設）

## ● 共通事項

### ■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

### ■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。

### ■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

## ● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

### ■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

#### ● 「法人等の名称」

##### a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO **法人**)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」  
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」  
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。  
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。  
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本3情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)  
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

#### ● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

#### ● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」  
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」  
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」  
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

#### ■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」  
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」  
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

## ■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

## ■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。

# ● 2. 介護サービス(予防を含む)を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

## ■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

## ■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

## ■ 事業所の管理者の氏名及び職名

### a. 「氏名」

当該事業所の指定居宅サービス基準第 147 条に規定する管理者(指定介護予防サービス基準第 197 条に規定する管理者を含む。以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。

### b. 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

## ■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

### ● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

- a. 「介護サービス」  
当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の許可を受けた年月日を記載すること。
- b. 「介護予防サービス」  
当該報告に係る法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

- a. 「介護サービス」  
当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該許可を受けた年月日を記載すること。
- b. 「介護予防サービス」  
当該報告に係る法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 病院又は診療所に関する事項

● 「区分」

当該事業所について、病院、診療所又は在宅療養支援診療所(以下、「病院等」という)のうち該当するものを記載すること。

● 「病棟・病床数」

病院等全体の病床数及び病棟数を記載すること。また、医療保険及び介護保険の保険種別及び病床区分ごとに、病床数及び病棟数を記載すること。当該病床を持たない場合には「0」を記すこと。

● 「標榜診療科」

病院等全体の標榜診療科を記載すること。

● 「訪問診療実施状況」

訪問診療を実施している場合には「あり」に記すとともに、記入年月日の前月から前3か月の平均訪問件数について記載すること。

● 「1日平均外来患者数」

病院等全体の1日平均外来患者数を記載すること。なお、平均の算出に当たっては記入年月日の前月から前3か月の平均値とすること。

● 「1日平均面会者数」

事業所全体の1日平均面会者数を記載すること。なお、平均の算出に当たっては記入年月日の前月から前3か月の平均値とすること。

● 「食事の開始時間」

朝食、昼食及び夕食の開始時間を24時間表記で記載すること。なお、記載内容については、当該病院等の一般的な状況を踏まえること。

● 「面会時間の制限」

面会時間に制限を設けている場合には「あり」に記すとともに、記入年月日における面会可能時間について24時間表記で記載すること。

● 3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち指定介護療養型医療施設の従業者数」欄には、当該病院等における以下の者のうち、指定療養型施設基準第2条第1項及び第2項に規定する指定療養型医療施設に従事している

従業者について同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「0」を記載すること。

- ① 医師(指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 2 号又は第 3 号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する「医師」をいう)
- ② 歯科医師
- ③ 薬剤師(指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 2 号又は第 3 号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する「薬剤師」をいう)
- ④ 看護職員(指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 2 号又は第 3 号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑤ 介護職員(指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 2 号又は第 3 号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑥ 理学療法士(指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 2 号又は第 3 号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑦ 作業療法士(指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 2 号又は第 3 号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑧ 言語聴覚士
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士(指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 2 号又は第 3 号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ)
- ⑪ 臨床検査技師
- ⑫ 診療放射線技師(診療エックス線技師含む)
- ⑬ 介護支援専門員
- ⑭ 医療ソーシャルワーカー
- ⑮ 調理員
- ⑯ 事務員
- ⑰ その他の従業者

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

#### ● 「看護職員、介護職員の勤務体制(交替制)の状況」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の一般的な人員体制を踏まえること。

- ① 2交替制(変則2交替制を含む)
- ② 3交替制(変則3交替制を含む)
- ③ その他

#### ● 「夕方・早朝の対応の状況」

早朝の早出がある場合には「あり」に記すこと。また、夕方の遅出がある場合には「あり」に記すこと。なお、記載内容については、当該事業所の一般的な人員体制を踏まえること。

#### ● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者数」を、「実人数」の④及び⑤に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。

#### ● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤(宿直を除く)を行う当該事業所における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

### ■ 従業員の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

#### ● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

#### ● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

● 「業務に従事した経験年数」

短期入所療養介護(介護療養型医療施設)の提供に当たる看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

■ 従業員の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

a. 「アセッサー(評価者)の人数」

事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。

b. 「段位取得者の人数」

アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。

c. 「外部評価の実施状況」

前年度1年間に、外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針



事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅介護サービス基準第 153 条(ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 10、一部ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 21)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

## ■ 介護サービスの内容

### ● 「夜勤を行う介護職員の勤務条件に関する基準の区分」

「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号)」第 7 号の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病棟を有する病院は、⑥、⑦を選択すること。

- ① 夜間勤務等看護加算(Ⅰ)(看護職員が 15:1 以上)
- ② 夜間勤務等看護加算(Ⅱ)(看護職員が 20:1 以上)
- ③ 夜間勤務等看護加算(Ⅲ)(看護職員+介護職員が 15:1 以上)
- ④ 夜間勤務等看護加算(Ⅳ)(看護職員+介護職員が 20:1 以上)
- ⑤ 加算なし(看護職員+介護職員が 30:1 以上)
- ⑥ 療養病床を有する診療所
- ⑦ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

### ● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前 1 年間に於いて、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準(指定介護予防サービス報酬基準を含む)に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 認知症行動・心理症状緊急対策加算  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注 7 に規定する「認知症行動・心理症状緊急対応加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注 5 に規定する「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を含む)をいう。
- b. 緊急短期入所受入加算(予防を除く)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注 8 に規定する「緊急短期入所受入加算」をいう。
- c. 若年性認知症利用者の受入  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注 9 に規定する「若年性認知症利用者受入加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付

費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注6に規定する「若年性認知症利用者受入加算」を含む)をいう。

d. 送迎実施

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注 11 に規定する「送迎実施」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注7に規定する「送迎実施」を含む)をいう。

e. 療養食の実施

記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(4)に規定する「療養食加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(3)に規定する「療養食加算」を含む)をいう。

f. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(6)(一)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(5)(一)に規定する「サービス提供体制加算(Ⅰ)イ」を含む)をいう。

g. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(6)(二)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(5)(二)に規定する「サービス提供体制加算(Ⅰ)ロ」を含む)をいう。

h. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(6)(三)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(5)(三)に規定する「サービス提供体制加算(Ⅱ)」を含む)をいう。

- i. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(6)(四)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(5)(四)に規定する「サービス提供体制加算(Ⅲ)」を含む)をいう。
- j. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費」(7)(一)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(6)(一)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を含む)をいう。
- k. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(二)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(6)(二)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を含む)をいう。
- l. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(三)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(6)(三)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を含む)をいう。
- m. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(四)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(6)(四)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を含む)をいう。
- n. **介護職員処遇改善加算(Ⅴ)**  
**指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位**

数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(五)に規定する「介護職員処遇改善加算(V)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注(6)(五)に規定する「介護職員処遇改善加算(V)」を含む)をいう。

● 「個別リハビリテーションの1週間当たりの実施状況」

個別リハビリテーションを行っている場合には、「あり」に記すこと。

● 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」

指定居宅サービス基準第 152 条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その実施回数を記載すること。なお、平均の算出にあたっては、記入年月日の前月から前3か月の平均とすること。

● 「協力病院」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「利用を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、指定居宅サービス基準第 155 条において準用する指定居宅サービス基準第9条に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に利用者に対し自ら適切な短期入所療養介護(介護療養型医療施設)サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

■ 介護サービスの利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」9に規定する「短期入所療養介護(介護療養型医療施設)サービス」の介護報酬(予防を含む)を請求した利用者について、要支援(1、2)、要介護(1、2、3、4及び5)ごとに記載すること。

● 「利用者の平均的な利用日数」

記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者(予防を含む)の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

## ■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

### ● 「建物の構造」

- a. 「地上階」  
当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- b. 「地下階」  
当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

### ● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

#### ① ユニット型個室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護」「10 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費」、「ハ診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

- ・ 「(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)」の「(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)」
- ・ 「(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)」の「(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)」
- ・ 「(2)ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)」の「(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)」
- ・ 「(3)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、「(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)」の「a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」及び「(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」

#### ② ユニット型準個室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護」「10 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費」、「ハ診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

- ・ 「(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)」の「(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)」
- ・ 「(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)」の「(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)」
- ・ 「(2)ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)」の「(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)」

- ・「(3)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、「(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)」の「b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」及び「(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」

### ③ 従来型個室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護」「ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費」、「ハ 診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

- ・「(1)病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、  
「(一)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)」の「a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)」、「(二)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)」及び「(三)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)」の「a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)」
- ・「(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、「(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)」の「a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)」及び「(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)」
- ・「(1)診療所短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、「(一)診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)」の「a 診療所短期入所療養介護費(i)」及び「(二)診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「a 診療所短期入所療養介護費(i)」
- ・「(1)認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、  
「(一)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)」の「a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」、「(二)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」、「(三)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)」の「a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」、「(四)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)」の「a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」及び「(五)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)」の「a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」
- ・「(2)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)」の  
「(一)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)」

### ④ 多床室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護」「ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費」、「ハ 診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老

人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

- ・ 「(1)病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、  
「(一)病院療養病床短期入所療養介護費(I)」の「b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)」、  
「(二)病院療養病床短期入所療養介護費(II)」の「b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)」及び  
「(三)病院療養病床短期入所療養介護費(III)」の「b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)」
- ・ 「(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、  
「(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)」の「b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)」及び  
「(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)」の「b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)」
- ・ 「(1)診療所短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、  
「(一)診療所短期入所療養介護費(I)」の「b 診療所短期入所療養介護費(ii)」及び  
「(二)診療所短期入所療養介護費(II)」の「b 診療所短期入所療養介護費(ii)」
- ・ 「(1)認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、  
「(一)認知症疾患型短期入所療養介護費(I)」の「b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」、  
「(二)認知症疾患型短期入所療養介護費(II)」の「b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」、  
「(三)認知症疾患型短期入所療養介護費(III)」の「b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」、  
「(四)認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)」の「b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」及び  
「(五)認知症疾患型短期入所療養介護費(V)」の「b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」
- ・ 「(2)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)」の  
「(二)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)」

⑤ 療養機能強化型A(多床室)

指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」  
「3 介護療養施設サービス」のうち「イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス」  
における(1)「療養型介護療養施設サービス費(1日につき)」のうち(一)「療養型介護療養施設サービス費(I)」  
の e「療養型介護療養施設サービス費(v)」、  
「ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス」における(1)「診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)」  
のうち(一)「診療所型介護療養施設サービス費(I)」の e「診療所型介護療養施設サービス費(v)」をいう。

⑥ 療養機能強化型B(多床室)

指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」  
「3 介護療養施設サービス」のうち「イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス」  
における(1)「療養型介護療養施設サ

ービス費(1日につき)」のうち(一)「療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)」のf「療養型介護療養施設サービス費(vi)」、「口療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス」における(1)「診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)」のうち(一)「診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)」のf「診療所型介護療養施設サービス費(vi)」をいう。

⑦ 療養機能強化型 その他(多床室)

指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」3「介護療養施設サービス」のうち「イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス」における(1)「療養型介護療養施設サービス費(1日につき)」のうち(一)「療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)」のd「療養型介護療養施設サービス費(iv)」、「口療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス」における(1)「診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)」のうち(一)「診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)」のd「診療所型介護療養施設サービス費(iv)」をいう。

⑧ ユニット型療養機能強化型A

指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」3「介護療養施設サービス」のうち「イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス」における(3)「ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)」のうち(一)「ユニット型介護療養施設サービス費(Ⅰ)」の(五)「ユニット型介護療養施設サービス費(v)」、「口療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス」における(2)「ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)」のうち(一)「ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)」の(五)「ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(v)」をいう。

⑨ ユニット型療養機能強化型B

指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」3「介護療養施設サービス」のうち「イ療養病床を有する病院における介護療養施設サービス」における(3)「ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)」のうち(一)「ユニット型介護療養施設サービス費(Ⅰ)」の(六)「ユニット型介護療養施設サービス費(vi)」、「口療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス」における(2)「ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)」のうち(一)「ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)」の(六)「ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(vi)」をいう。

● 「病室の状況」

病室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人以上の多床室の別に、その数及びその床面積を記載すること。個室の数及び面積は、



ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の全てを含めた数と1室当たりの床面積を平方メートル単位で記入してください。

● 「共同便所の設置数」

利用者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

利用者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備の状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「利用者等が調理を行う設備状況」欄には、利用者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。また、記載内容については、指定療養施設基準第3条第3項等に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業を実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

## ■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

## ■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法第6条の5に規定する広告制限を踏まえること。

## ■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該事業所において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

## ■ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

### ● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

### ● 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

## ● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

### ■ 介護給付以外のサービスに要する費用

#### ● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第1号に規定する食事の提供に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第1号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「滞在に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第2号等に規定する滞中に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第2号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な病室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第3号等に規定する入院患者(利用者)が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第3号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第4号等に規定する入院患者(利用者)が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第4号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第6号等に規定する理美容代の額(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第6号を含む)及びその算定方法を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第7号等に規定する短期入所療養介護(介護療養型医療施設)において提供される便宜(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第7号を含む)のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。